

令和元年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和 2年 3月

備前市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により備前市議会及び備前市長に提出するものである。

令和2年3月

備前市監査委員 大 森 浩 二
同 星 野 和 也

目次

	ページ
第1 基準に準拠している旨	1
第2 監査の種類	1
第3 監査の対象	1
第4 監査の着眼点	2
第5 監査の主な実施内容	2
第6 監査の実施場所及び日程	2
第7 監査の結果	3
第8 意見	5

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（平成28年備前市監査委員訓令第4号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査）

第3 監査の対象

1 備前市リフレセンターびぜん指定管理者（一般財団法人 備前市施設管理公社）

(1) 上記の者が指定管理者である指定期間

平成18年 4月 1日～21年 3月31日
21年 4月 1日～24年 3月31日
24年 4月 1日～27年 3月31日
27年 4月 1日～30年 3月31日
30年 4月 1日～令和 3年 3月31日

(2) 指定管理料（直近5か年度） （単位：円）

平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度 （予定）
10,800,000	10,800,000	10,800,000	10,800,000	10,900,000

2 備前市勤労者センター指定管理者（一般財団法人 備前市施設管理公社）

(1) 上記の者が指定管理者である指定期間

平成18年 4月 1日～21年 3月31日
21年 4月 1日～24年 3月31日
24年 4月 1日～27年 3月31日
27年 4月 1日～30年 3月31日
30年 4月 1日～令和 3年 3月31日

(2) 指定管理料（直近5か年度） （単位：円）

平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度 （予定）
5,130,000	5,130,000	5,130,000	5,130,000	5,177,500

第4 監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、所管部署の役割として、財政援助団体等への指導監督が適切に行われているかどうか、に主眼を置き、指定管理者が、公の施設の管理に係る業務を目的に沿って適正に行っているか検証する。

第5 監査の主な実施内容

証憑^{ひょう}突合、計算突合、質問、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	監査の対象	実施場所
令和元年11月29日(金)	備前市リフレセンターびぜん及び備前市勤労者センターの指定管理者(一般財団法人 備前市施設管理公社)	備前市役所

第7 監査の結果

1 施設の概要

備前市リフレセンターびぜん（以下「リフレセンター」という。）及び備前市勤労者センター（以下「勤労者センター」という。）は、市民及び市内勤労者に文化、教養、研修、スポーツ等の活動の場を提供し、もって福祉の増進に資することを目的に設置された施設である。

平成18年度に指定管理者制度が導入され、それ以降は、両施設とも一般財団法人備前市施設管理公社（以下「公社」という。）が指定管理者となっている。指定管理者基本協定書は、3年ごとに更新され、現在の指定管理は、30年4月1日から令和3年3月31日までとなっている。

2 施設の経営状況について

公社は、市からの指定管理料と施設利用者からの利用料金により指定管理業務を実施している。

指定管理料は、過去の実績等に基づき公社から提案を受け、施設の管理運営に必要な人件費、事業費等の支出額から、施設の利用料金収入等を差し引き算定されており、平成27年度に10%減額した後は、消費税増税時を除き、据え置かれた状態となっている。

また、利用料金については、備前市リフレセンターびぜん設置条例（平成17年備前市条例第172号。）及び備前市勤労者センター設置条例（平成17年備前市条例第173号。）に規定されており、営利、営業宣伝その他これに類する目的での使用（以下「営業目的使用」という。）の場合は、基本の利用料金の2倍に相当する額（以下「営業料金」という。）を加算することとされている。

28年度以降における両施設の経営状況については下表のとおりとなっている。

表 施設の経営状況

【リフレセンター】

区分	平成28年度	29年度	30年度
経常収益計 A	13,408,400 円	13,478,945 円	13,351,710 円
うち指定管理収益	10,800,000 円	10,800,000 円	10,800,000 円
経常費用計 B	11,166,301 円	11,790,880 円	11,724,922 円
A-B	2,242,099 円	1,688,065 円	1,626,788 円
利用料金収入	2,196,150 円	2,370,840 円	2,257,560 円
利用人数	32,272 人	30,866 人	31,897 人
利用件数	1,906 件	1,987 件	2,006 件

【勤労者センター】

区分	平成 28 年度	29 年度	30 年度
経常収益計 A	6,450,936 円	6,399,838 円	6,422,924 円
うち指定管理収益	5,130,000 円	5,130,000 円	5,130,000 円
経常費用計 B	6,344,973 円	6,361,610 円	5,817,293 円
A-B	105,963 円	38,228 円	605,631 円
利用料金収入	1,070,880 円	1,006,620 円	1,029,900 円
利用人数	14,767 人	13,890 人	12,773 人
利用件数	1,126 件	1,146 件	1,136 件

各年度の経常収益計から経常費用計を差し引いた額はプラスであり、一定の収益が確保できていた。また、直近の 29 年度と 30 年度を比較すると、リフレセンターでは、利用件数、利用人数ともに増加しているものの、利用料金収入は減少しており、逆に、勤労者センターでは、利用件数、利用人数ともに減少しているものの利用料金収入は増加していた。

公社は、利用の少ない時間帯の施設稼働率を上げるため、市に対し、平日の 9 時から 17 時を閑散期とし、この時間帯における営業目的使用については、営業料金を加算せず、基本の利用料金のままとすることを提案し、31 年 2 月に市長の承認を得ている。

31 年 4 月から令和元年 10 月までの間における閑散期の利用状況について、前年同期と比較すると、勤労者センターでは 1 件から 0 件に減少したものの、リフレセンターでは 6 件から 39 件に増加しており、結果として全体で、32 件増加し、45,830 円の収入増となっていた。

なお、経営状況等については、指定管理者基本協定書に基づき、月次報告及び年次報告がされており、利用実績や収支、業務実績等が確認できるものとなっていた。また、利用状況の分析、利用者の満足度調査結果の報告、自己評価については、毎年度当初、定例的に実施しているモニタリングにより報告がなされていた。

3 監査の結果

上記のとおり、指定管理の状況は、目的に沿ったもので、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、産業観光課の指定管理者への指導監督についても、月次、年次の報告やモニタリングの実施等により、適宜連絡調整を行い、対応等がなされており、おおむね適正に処理されていると認められた。

第 8 意見

公社では、リフレッシュセンター及び勤労者センターの利用促進を図るため、31年4月から閑散期を設け、この時間帯における営業目的使用については、営業料金を加算せず、基本の利用料金のみとしている。

また、閑散期以外の時間帯の施設の使用については、講座や教室等を開催し、受講料等を徴収する場合であっても勤労者や市民を対象とした内容であれば、施設の設置目的に合致しているとして、営業目的使用には当たらないとしている。一方で、物品を販売する場合については、営業目的使用として営業料金を加算することとしている。

これらについては、勤労者や市民のために施設を有効に活用するという観点から、一定の理解はできるものの、物品販売の場合と受講料等を徴して行う講座や教室等の開催の場合における営業料金の取り扱いが異なっていることで、市民から公平性という観点で疑問を持たれることのないよう、営業目的使用の範囲を明確にしていくことが必要である。